（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第十三条　法第十四条第二項の規定による届出は、様式第十六による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第十四条　指定金融機関は、法第十五条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第十五条　法第十六条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　開発供給等促進業務の内容及び方法に関する事項

二　開発供給等促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　開発供給等促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他開発供給等促進業務及び開発供給等促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第十六条　法第十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　開発供給等促進業務の実施状況

二　開発供給等促進業務に係る債権の状況

三　開発供給等促進業務を行うために株式会社日本政策金融公庫から受けた開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の状況

２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

３　指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、開発供給等促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第十七条　指定金融機関は、法第十九条第一項の規定により開発供給等促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二　開発供給等促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

（申請等の方法）

第十八条　法第十三条第二項、法第十四条第二項、法第十五条第一項及び法第十九条第一項並びに第十条、第十三条、第十四条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

１　名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名（事業者が法人の場合）

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

２　法第２６条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無　　有　・　無

３　特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標